

2022年10月16日、第20回目共産党大会が開幕し同月22日に閉幕しました。この会議において、習近平氏が3期目の総書記として選出され、またいわゆる共産党の指導者層であるチャイナ7も決まりましたが、全国人民代表大会、いわゆる全人代との違いがよくわからないという方のため、本稿では両者の関係についてご説明したいと思います。

まず共産党大会とは5年に1度開催され、中国共産党の指導体制と今後の基本方針が決定される会議です。つまり共産党という党内の人事と今後の方針や党内の規則等が決定される場になります。各地から選ばれた代表が共産党大会に参加することになりますが、この代表は各地の共産党内部の選挙によって選任されます。共産党大会に出席する代表を選任するための選挙ですので、当然のことながら共産党の党員以外には選挙権がありません。

中国には共産党以外にも政党が存在していますが人数が少ないため、共産党の総書記に選出されることは、中国の全人代において国家主席に選任されることにつながります。

これに対し、全人代は憲法上最高の国家権力機関として位置付けられており、中国の立法機関として日本の国会に相当します。全人代は、省、自治区、直轄市及び特別行政区並びに軍隊が選出する代表によって構成されますが、どのようにして代表が選任されるかというと、省や自治区の人民代表による間接選挙によって選出されます（日本のように全国民による選挙ではなく、既に選出された地方の人民代表による選

挙によることになります。）

すなわち全人代は全国の人民代表大会ですが、省以下にも人民代表大会があり、それぞれ以下のような選挙方法によって人民代表が選出されます。

地域	選挙方法
全国、省、自治区、直轄市、区を設けた市、自治州	間接選挙
区を設けない市、市轄区、県、自治県、郷、民族郷、鎮	直接選挙

なお全人代は毎年3月ごろに開催されますが、同じ時期に開催される重要な会議として、全国政治協商会議があります。これは共産党以外の党や無党派との政策の調整等を図る会議と位置づけられており、全人代と合わせて両会と呼ばれたりします。

毎年このような大会が近づくと、インターネットで外国の情報にアクセスしにくくなることがあります。中国で暮らす我々にとっては、またこの時期が来たかと季節の風物詩になっておりますが、やはり色々不便なこともありますので、早く制限が緩和されてほしいと願ってやみません。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。